

邑楽町告示第92号

令和元年第1回邑楽町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和元年5月17日

邑楽町長 金子正一

1. 期 日 令和元年5月21日
2. 場 所 邑楽町役場 議 場
3. 件 名
 - 1 議長の選挙
 - 2 副議長の選挙
 - 3 常任委員の選任
 - 4 議会運営委員の選任
 - 5 邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙
 - 6 館林地区消防組合議会議員の選挙
 - 7 大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員の選挙
 - 8 太田市外三町広域清掃組合議会議員の選挙
 - 9 群馬東部水道企業団議会議員の選挙
 - 10 専決処分の承認を求めることについて
(邑楽町税条例等の一部を改正する条例)
 - 11 専決処分の承認を求めることについて
(邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例)
 - 12 専決処分の承認を求めることについて
(邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
 - 13 邑楽町税条例の一部を改正する条例
 - 14 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○応招・不応招議員

○応招議員（14名）

1番	島田時男	議員	2番	佐藤富代	議員
3番	小久保隆光	議員	4番	黒田重利	議員
5番	大賀孝訓	議員	6番	瀬山登	議員
7番	松島茂喜	議員	8番	塩井早苗	議員
9番	原義裕	議員	10番	松村潤	議員
11番	神谷長平	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○不応招議員（なし）

令和元年第1回邑楽町議会臨時会議事日程

令和元年5月21日（火曜日） 午前10時開会
邑楽町議会議場

（その1）

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長の選挙

（その2）

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 副議長の選挙
- 第 5 常任委員の選任
- 第 6 議会運営委員の選任
- 第 7 邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙
- 第 8 館林地区消防組合議会議員の選挙
- 第 9 大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員の選挙
- 第10 太田市外三町広域清掃組合議会議員の選挙
- 第11 群馬東部水道企業団議会議員の選挙
- 第12 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(邑楽町税条例等の一部を改正する条例)
- 第13 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 第14 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第15 議案第19号 邑楽町税条例の一部を改正する条例
- 第16 同意第 1号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

追加議事日程

- 第 1 議長の常任委員の辞任
- 第 2 閉会中の継続調査について

○出席議員（14名）

1番	島田時男	議員	2番	佐藤富代	議員
3番	小久保隆光	議員	4番	黒田重利	議員
5番	大賀孝訓	議員	6番	瀬山登	議員
7番	松島茂喜	議員	8番	塩井早苗	議員
9番	原義裕	議員	10番	松村潤	議員
11番	神谷長平	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
大舩一	副町長
関口春彦	総務課長
田中敏明	税務課長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

松崎嘉雄	事務局長
内田知栄	書記

○松崎嘉雄事務局長 皆さん、おはようございます。本日の臨時会は、一般選挙後最初の議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。出席議員中、大野貞夫議員が年長でありますので、ご紹介申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○大野貞夫臨時議長 皆さん、おはようございます。ただいま紹介をされました大野貞夫です。地方自治法第107条の規定により臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、議員の皆様には、さきの町会議員の選挙においては、見事当選をされ、改めてお祝いを申し上げます。今後4年間、よいまちづくりのために十分ご活躍されることを申し上げます。会議に入っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

ただいまから令和元年第1回邑楽町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。

〔午前10時00分 開議〕

◎日程第1 仮議席の指定

○大野貞夫臨時議長 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席とします。

ここで、暫時休憩します。

〔午前10時00分 休憩〕

○大野貞夫臨時議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前10時40分 再開〕

◎日程第2 議長の選挙

○大野貞夫臨時議長 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○大野貞夫臨時議長 ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に小久保隆光議員、黒田重利議員、大賀孝訓議員を指名します。

これより投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○大野貞夫臨時議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票を願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大野貞夫臨時議長 配付漏れなしと認めます。

続きまして、投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○大野貞夫臨時議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○松崎嘉雄事務局長 それでは、点呼をとらせていただきます。

島田時男議員、佐藤富代議員、小久保隆光議員、黒田重利議員、大賀孝訓議員、瀬山登議員、松島茂喜議員、塩井早苗議員、原義裕議員、松村潤議員、神谷長平議員、小沢泰治議員、小島幸典議員、最後に大野貞夫臨時議長です。

以上であります。

○大野貞夫臨時議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大野貞夫臨時議長 投票漏れなしと認めます。

これにて投票を終了します。

次に、開票を行います。

小久保隆光議員、黒田重利議員、大賀孝訓議員、開票の立ち会いを願います。

〔開 票〕

○大野貞夫臨時議長 それでは、ただいまの選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票。

有効投票 14票

無効投票 0票です。

有効投票のうち 神谷 長平議員 13票

小島 幸典議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、神谷長平議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○大野貞夫臨時議長 ただいま議長に当選された神谷長平議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

神谷長平議員、挨拶をお願いいたします。

〔11番 神谷長平議員登壇〕

○神谷長平議長 ただいま多くの皆様からご推薦いただきまして、ありがとうございます。皆様から仰せつかった議長職を全うしていきたいと思っておりますので、ぜひとも皆様のご協力をいただき、よりよい邑楽町の議会運営をできればと思っておりますので、ぜひご協力をいただきたいと思います。

一言でございますけれども、ご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○大野貞夫臨時議長 それでは、神谷長平議長、議長席にお着き願います。

これで臨時議長の職務は終了しました。大変ご協力ありがとうございました。

〔神谷長平新議長、議長席に着く〕

○神谷長平議長 大野議員におかれましては臨時議長大変ご苦労さまでした。

ここで、暫時休憩をします。

〔午前10時59分 休憩〕

○神谷長平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時11分 再開〕

◎諸般の報告

○神谷長平議長 ここで、日程に入る前に、改めて諸般の報告をします。

監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期臨時会に、説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

これからの議事日程は、議席に配付したとおりであります。

◎日程第1 議席の指定

○神谷長平議長 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長が定めることになっております。

これより議席の番号と議員の氏名を事務局長より朗読させます。

松崎事務局長。

○松崎嘉雄事務局長 それでは、議席番号等を読み上げさせていただきます。

1 番、島田時男議員、2 番、佐藤富代議員、3 番、小久保隆光議員、4 番、黒田重利議員、5 番、大賀孝訓議員、6 番、瀬山登議員、7 番、松島茂喜議員、8 番、塩井早苗議員、9 番、原義裕議員、10 番、松村潤議員、11 番、神谷長平議員、議長でございます。12 番、小沢泰治議員、13 番、大野貞夫議員、14 番、小島幸典議員。

以上でございます。

○神谷長平議長 ただいま事務局長が朗読したとおり議席を指定します。

◎日程第 2 会議録署名議員の指名

○神谷長平議長 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において島田時男議員、佐藤富代議員を指名します。

◎日程第 3 会期の決定

○神谷長平議長 日程第 3、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

ここで、暫時休憩します。

〔午前 1 1 時 1 4 分 休憩〕

○神谷長平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前 1 1 時 2 2 分 再開〕

◎日程第 4 副議長の選挙

○神谷長平議長 日程第 4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法について、議長が指名することにしたいと思います。これにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

副議長に、松村潤議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました松村潤議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました松村潤議員が副議長に当選しました。

ただいま副議長に当選されました松村潤議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選人の告知をします。

松村潤議員、挨拶をお願いします。

〔10番 松村 潤議員登壇〕

○松村 潤副議長 ただいま皆様から副議長にご推挙をいただきました松村潤でございます。よろしくをお願いします。

これから皆様のご指導、ご鞭撻を賜りながら、神谷議長のもとで誠心誠意一生懸命大任を果たしていく所存でございますので、どうかよろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。

○神谷長平議長 ここで、暫時休憩します。

〔午前 11時27分 休憩〕

○神谷長平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 1時06分 再開〕

◎日程第5 常任委員の選任

○神谷長平議長 日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、小島幸典議員、大野貞夫議員、松島茂喜議員、瀬山登議員、大賀孝訓議員、小久保隆光議員、神谷長平、以上の7名を総務教育常任委員会の委員に、小沢泰治議員、原義裕議員、塩井早苗議員、黒田重利議員、佐藤富代議員、島田時男議員、松村潤副議長、以上の7名を産業福祉常任委員会の委員にそれぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した以上の方々を、それぞれの常任委員会の委員に選任することに決定しました。

ここで、常任委員会を開催し、正副委員長の互選を願うため、暫時休憩をします。

〔午後 1時08分 休憩〕

〔神谷長平議長退場〕

○松村 潤副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長にかわりまして議事を進めさせていただきます。ご協力をよろしくお願いいたします。

〔午後 2時51分 再開〕

◎日程の追加

○松村 潤副議長 ただいま議長から職掌柄総務教育常任委員を辞退したいとの申し出がありました。

よって、この際本件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員の辞任の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたします。

◎追加日程第1 議長の常任委員の辞任

○松村 潤副議長 追加日程第1、議長の常任委員の辞任についてを議題とします。

お諮りいたします。本件は、議長からの申し出のとおり、総務教育常任委員を辞任することについて同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村 潤副議長 異議なしと認めます。

よって、議長からの申し出のとおり、総務教育常任委員を辞任することについて、同意することに決定しました。

〔神谷長平議長入場〕

○松村 潤副議長 議長に申し上げます。

審議の結果、議長申し出のとおり、総務教育常任委員の辞任について、同意することに決定いたしました。

以上で私の職務は終了しました。ご協力ありがとうございました。

議長と交代します。

〔副議長、議長と交代〕

○神谷長平議長 副議長には大変お疲れさまでした。

各常任委員会における正副委員長の互選についての報告がありましたので、その結果を報告します。

総務教育常任委員会は、委員長に大賀孝訓議員、副委員長に瀬山登議員。

産業福祉常任委員会は、委員長に小沢泰治議員、副委員長に原義裕議員が互選されました。

以上であります。

◎日程第6 議会運営委員の選任

○神谷長平議長 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、大賀孝訓議員、瀬山登議員、松島茂喜議員、小沢泰治議員、原義裕議員、黒田重利議員、以上6名を議会運営委員会の委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した以上の方々を議会運営委員会の委員に選任することに決定しました。

ここで、議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選を願うため、暫時休憩します。

〔午後 2時57分 休憩〕

○神谷長平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 3時20分 再開〕

○神谷長平議長 議会運営委員会における正副委員長の互選についての報告がありましたので、その結果を報告します。

議会運営委員会では、委員長に松島茂喜議員、副委員長に原義裕議員が互選されました。

以上であります。

暫時休憩します。

〔午後 3時21分 休憩〕

○神谷長平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 4時44分 再開〕

◎会議時間の延長

○神谷長平議長 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

◎日程第7 邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙

○神谷長平議長 日程第7、邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

邑楽館林医療事務組合議会議員に、原義裕議員、瀬山登議員を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長において指名した原義裕議員、瀬山登議員を邑楽館林医療事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました原義裕議員、瀬山登議員が邑楽館林医療事務組合議会議員に当選されました。

ただいま邑楽館林医療事務組合議会議員に当選されました原義裕議員、瀬山登議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

当選人を代表しまして、原義裕議員からご挨拶をお願いします。

〔9番 原 義裕議員登壇〕

○9番 原 義裕議員 ただいまご指名いただきました邑楽館林医療事務組合議会議員の原です。よろしくお願ひしたいと思います。

本来であれば、議員経験のある瀬山議員にご挨拶してもらったほうが適切かなと思ったのですが、私、何せ3期目になるのですが、この邑楽館林医療事務組合の議員については初めてであります。しかしながら、この邑楽館林医療事務組合につきましては、今後においても非常に役割の高い組合になるのではないかなというふうに思っております。精いっぱい瀬山議員とともども頑張りますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎日程第8 館林地区消防組合議会議員の選挙

○神谷長平議長 日程第8、館林地区消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

館林地区消防組合議会議員に、松村潤議員、松島茂喜議員を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長において指名した松村潤議員、松島茂喜議員を館林地区消防組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した松村潤議員、松島茂喜議員が館林地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま館林地区消防組合議会議員に当選されました松村潤議員、松島茂喜議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

当選人を代表しまして、松村潤議員からご挨拶をお願いします。

松村潤議員。

〔10番 松村 潤議員登壇〕

○10番 松村 潤議員 ただいま館林地区消防組合の議員に任命されました。また、松島議員と2人、しっかり頑張っていきます。私、2期目の前半のときに消防議員をさせていただいたわけですが、そのときに館林消防本部の建物が老朽化しているということで、新しく建設をしようということで始まったわけですが、今ちょっと聞きましたら、まだでき上がっていない。建設中、令和2年の年度末にはでき上がるような話を伺いましたけれども、これからはいつ災害が起きるかわかりません。また、もしそうなった場合には、やはり最高の設備、最高の指揮がとれる消防本部ができることによって、災害を最小限に食い止めることができるのではないかなど、このように確信しておりますけれども、これからも松島議員とともに、この館林地区消防組合のさらなる強化、それからまた発展をしっかり支えていきたいと、このように思っています。よろしくをお願いします。

◎日程第9 大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員の選挙

○神谷長平議長 日程第9、大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員に、大野貞夫議員、大賀孝訓議員、神谷長平を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長において指名した大野貞夫議員、大賀孝訓議員、神谷長平議員を大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した大野貞夫議員、大賀孝訓議員、神谷長平議員が大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま大泉町外二町環境衛生施設組合議会議員に当選されました大野貞夫議員、大賀孝訓議員、神谷長平議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

当選人を代表して、大賀孝訓議員からご挨拶をお願いします。

〔5番 大賀孝訓議員登壇〕

○5番 大賀孝訓議員 神谷議長、大野貞夫議員ともども大泉町外二町環境衛生施設組合の組合議員となりました大賀でございます。どうぞよろしく申し上げます。

大泉町外二町環境衛生施設組合については、施設の老朽化並びに太田市外三町広域清掃組合の新設の焼却炉の建設等、大きな課題が残っております。ぜひこれらの課題についてもスムーズに行き、ごみ処理等の懸案がありますが、頑張ってまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いをいたします。

◎日程第10 太田市外三町広域清掃組合議会議員の選挙

○神谷長平議長 日程第10、太田市外三町広域清掃組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

太田市外三町広域清掃組合議会議員に、小沢泰治議員、神谷長平を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長において指名した小沢泰治議員、神谷長平議員を太田市外三町広域清掃組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した小沢泰治議員、神谷長平議員が太田市外三町広域清掃組合議会議員に当選されました。

ただいま太田市外三町広域清掃組合議会議員に当選された小沢泰治議員、神谷長平議員が議場にいらっしゃいますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選人を代表しまして、小沢泰治議員からご挨拶をお願いします。

〔12番 小沢泰治議員登壇〕

○12番 小沢泰治議員 ただいま推薦いただきました小沢泰治です。神谷議長とともに太田市外三町広域清掃組合の議員として、邑楽町が全体の中で不利にならないように一生懸命頑張っております。よろしくお願いいたします。

コミュニケーションをより強く図って、一体となって、これからの厳しい社会の中で役割を果たしてまいりたいと思っております。どうぞ皆さんよろしくお願いたします。

◎日程第11 群馬東部水道企業団議会議員の選挙

○神谷長平議長 日程第11、群馬東部水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

群馬東部水道企業団議会議員に、神谷長平議員を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました神谷長平議員を群馬東部水道企業団議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました神谷長平議員が群馬東部水道企業団議会議員に当選されました。

微力でございますけれども、群馬東部水道企業団のほうの議員として一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

暫時休憩します。

〔午後 5時02分 休憩〕

○神谷長平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 5時13分 再開〕

◎日程第12 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○神谷長平議長 日程第12、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、邑楽町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分を行った次第であります。

改正の主な内容は、軽自動車税の税率の特例の改正に伴い、条例で引用している該当条項の条文

整備であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第13 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○神谷長平議長 日程第13、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分を行った次第であります。

今回の改正は、地方税法の改正に伴い、条例で引用している該当条項の条文整備であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第14 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○神谷長平議長 日程第14、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分を行った次第であります。

今回の改正は、基礎課税限度額を3万円引き上げるとともに、軽減判定所得基準額の見直しにより軽減対象を拡大するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 邑楽町国民健康保険税、これは私も再三一般質問等や何かで、今、非常に国民健康保険税が高いというようなことで、それに対してなかなか払えない、滞納額も相当ふえてきている。そして、それに伴って、いわゆる差し押さえまで起きている。こういうような状況の中で、専決処分ということですから、もちろんもとを正せば、国、そして県を通じて邑楽町にもこういう条例が来ているのだと思います。

しかし、邑楽町独自として、これ以上国民健康保険税のことについては、やはり弱者の立場でその人たちのことを思えば、安易にここで、これは当然これから値上げをされていくだろうと、今まで各自治体独自にやっていたものが今度県の一括ということであるわけで、これは前々から、当然これから値上げになっていくだろうというようなことは予想はされていたわけですが、現実こう

いう形で来ますと、これから邑楽町の国民健康保険税はますます値上げをしていくと、こういう状況にあるのではないかと思うのですが、その辺について町長はどのようにお考えになっておられますか、お伺いいたします。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 ご質問の趣旨は十分理解はできますけれども、国民健康保険を健全に運営していくということから考えますと、課税そのものも当然のことでもありますけれども、公平課税、すなわち課税と合わせて徴収ということが一体となることによって、税の公平執行がされるわけでもありますので、基本的には、そのような考え方であります。

しかし、専決処分をお願い申し上げましたけれども、基礎課税額の限度額も58万円から3万円引き上がって、61万円ということの課税がふえるということはありますけれども、特に医療費の抑制等に力を入れていく中で、税負担が多くならないような努力はしていかなければいけないというふうには認識をいたしております。

ただ、あわせて、軽減対象の拡大も7割、5割、3割ということも行っておりますので、そういうことをかみ合わせて、県のほうの一括した国保運営になっておりますけれども、町としても税の賦課の納付額が多くならないような努力は今後もしていきたいと、このように考えております。

○神谷長平議長 大野議員。

○13番 大野貞夫議員 できるだけ努力をしていくということについてはわかりますけれども、現実には、今、ますますこれから滞納もふえてくると思います。ましてや、これから例えば健康保険証の取り扱いについても、1年間滞納することによって、保険証の取り上げをすると、資格証明書というのは発行されますけれども、この発行することによっても、当面、医者にかかった場合は10割負担というようなことになるわけです。しかし、そのお金が払えないがために滞納がふえていくということは現実にあるわけなので、その辺をやはり町として、今後、これは大きな問題になると思いますので、何とかそのところを改善するような方法、邑楽町独自としてそういうものを考えていく必要があるのではないかというふうに思うのです。

ただ単に、国から来たから、県のほうから来ているからということではなくて、やはり町独自に、その弱者の立場に立って軽減策を何らかの形で考えていくということは、これから私は、より重要な問題として提起されるのではないかなというふうに思います。もう一度町長のお考えをお聞かせください。

○神谷長平議長 金子町長。

○金子正一町長 質問の趣旨は十分理解できますけれども、この国民健康保険制度は、相互扶助の精神に基づいての運営ということになっておりまして、いわゆる医療費がふえるということになりますと、当然のことですが、国民健康保険税も増加するという、いわゆるそういった基礎的な考え方に立っての運営でもありますが、要は医療費がかからないような健康な方を少しでも保健事業の中

で取り組んでいくことによって、その国民健康保険税の抑制は図られるのではないかというふうに思っております。令和元年度の事業計画の中にも入っておりますが、健康な家庭を、いわゆる健康予防対策に力を入れていくということもその一つの考え方でありますので、今後、県のほうに納付する納付額の抑制については、先ほど申し上げましたが、十分努めてまいりたいと、抑制に向けて取り組んでいくと、そういう考え方でございます。

○神谷長平議長 大野貞夫議員。

○13番 大野貞夫議員 これでは最後にいたしますが、私は、今のこの国民健康保険の状況というものについては、確かに医療費の増大、ある面においてはやむを得ない面があると思うのです、ふえていく分についてはですね。そのために、一人でも多くの健康な、特にお年寄りが多いわけですが、そういう健康で病気にならないお年寄りをつくっていくという政策はもちろん町としてもとっているわけですが、具体的には、今、各自治体の中で、今の国民健康保険制度のあり方ということについて、特に平等割とか均等割というようなことを既にもう廃止をしていくというような自治体も全国の中には出てきております。こういうことも今後、検討課題として町はやっぱり考えていく必要があるのではないかと、これは私の提言として申し上げますが、ぜひその辺を頭の中に入れて、今後のこの問題については、ぜひ考えていただきたいと、これは私の要望でございますので、これは答弁は要りません。

以上です。

○神谷長平議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第3号 専決処分承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することについて賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○神谷長平議長 起立多数。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第15 議案第19号 邑楽町税条例の一部を改正する条例

○神谷長平議長 日程第15、議案第19号 邑楽町税条例の一部を改正する条例についてを議題としま

す。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第19号 邑楽町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

改正の主な内容は、ふるさと納税に係る寄附金税額控除の制度の見直し、ひとり親世帯に対する税制上の措置に伴う申告手続、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収及び税率の特例について、改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第19号 邑楽町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 同意第1号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○神谷長平議長 日程第16、同意第1号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 同意第1号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の

説明を申し上げます。

固定資産評価員については、固定資産を適正に評価し、長が行う価格の決定を補助するものとして、税務課長田中敏明を適任であると認め選任いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第1号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程の追加

○神谷長平議長 お諮りいたします。

この際、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第2 閉会中の継続調査について

○神谷長平議長 追加日程第2、閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に印刷配付をしておきました継続調査事項一覧表のとおり申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長より申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 神谷長平議長 異議なしと認めます。
よって、そのとおり決定いたします。
-

◎町長の挨拶

- 神谷長平議長 以上で日程は終了しました。
町長から発言の申し出がありますので、許可します。
金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

- 金子正一町長 令和元年第1回邑楽町議会臨時会閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。
邑楽町議会初議会において議会構成が決定し、神谷議長のもと上程をいたしました専決処分の承認を求めることについて、邑楽町税条例の一部を改正する条例について及び固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、いずれも承認、可決、同意をいただき、まことにありがとうございました。
令和の時代を迎え、町民の皆さんが安心して豊かな生活が送れるよう、よりよいまちづくりに努めてまいりますので、議員各位にはご指導、ご協力をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。
一言であります、議会閉会に当たり御礼の言葉といたします。大変ありがとうございました。
-

◎閉会の宣告

- 神谷長平議長 これをもちまして、令和元年第1回邑楽町議会臨時会を閉会します。
ご協力ありがとうございました。

〔午後 5時34分 閉会〕